

8 部 分 払

- する (回以内)
 しない

業 務 内 容	履行予定月	数量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額。
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	. -	
<hr/>		
内 訳	業務価格	
	. -	
	<hr/>	
	消費税相当額	
	. -	
	<hr/>	

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
歯科医療機関調査		1	式			
調査結果報告書の作成		1	式			
一般管理費		1	式			
小計						
消費税および地方消費税						
合計						

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額。
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

横浜市障害児・者歯科保健医療に関する歯科医療機関調査業務委託
仕 様 書

1 件名

横浜市障害児・者歯科保健医療に関する歯科医療機関調査業務委託

2 履行期限

契約決定日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

横浜市医療局地域医療課
横浜市中区本町6-50-10

4 業務目的

本市における障害児・者歯科保健医療の現状を把握するために歯科医療機関に対する調査を行う。

5 業務概要

(1) 歯科医療機関調査

ア 調査方法

市内全ての歯科診療所、歯科を有する病院を対象とする。なお令和6年8月現在の歯科医療機関数は以下のとおりとなっている。

横浜市内の歯科診療所：2,130か所

横浜市内の歯科を有する病院：39病院

総質問数：30問程度

イ 調査内容の検討・設計

委託者と協力し、調査内容の設計を行う。なお、設計にあたっては次の項目を調査できるようにすること。

(ア) 歯科医療機関における訪問・休日診療の実態

(イ) 歯科医療機関における障害児・者診療の実態

(ウ) 歯科医療機関における障害児者施設との連携について

ウ 調査の実施

(ア) 調査内容の検討

委託者と協議のうえ、調査項目の検討および設問案を作成する。なお、アンケートはウェブ回答とし、委託者が電子申請システムにてアンケートフォームを作成する。

(イ) 調査票の発送

受託者は対象の医療機関への依頼文を作成する。依頼文は印刷前に委託者が校正確認を行う。調査依頼文の印刷に必要な用紙、発送用の封筒、その他事務用品等は受託者が用意をする。また、調査票の発送に係る郵送費等の費用は受託者が負担する。な

お、送付先の医療機関のリストは委託者が提供する。

(ウ) 調査に関する問合せ窓口の設置

受託者は「横浜市障害児・者歯科保健医療に関する歯科医療機関調査事務局」として、調査に関する対応窓口を設置し、対応内容を記録し、委託者へ報告する。

エ 調査結果の分析

委託者からアンケートの回答結果が提供され次第集計を行う。また、集計は単純集計・クロス集計で行う。

(2) 調査結果報告書の作成

調査結果報告書の構成について受託者が提案し、委託者と協議のうえ決定し、調査結果報告書を作成する。

(3) 本市との打ち合わせ

ア 開催回数

調査の進捗状況に合わせて開催する。

イ 開催場所

市庁舎及びその周辺、またはオンライン

6 スケジュール

契約決定日～6年11月頃	調査内容の検討・設計
6年12月	調査の実施
7年1月～7年2月	調査結果の集計・報告書の作成（速報値の提出）
7年3月	調査結果報告書の提出

7 成果物の提出

成果物については、次のとおりとする。電子データのファイル形式は別途指定のものとし、再加工できる状態で提出すること。

成果物	提出形式	納品期限
作業スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
調査結果報告書・ローデータ	電子データ	令和7年3月頃

8 部分払い

しない

9 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、委託者と十分な打合せを行い、作業の円滑な進行を図ること。進捗状況等については、委託者に随時報告をすること。
- (2) 提出する成果物について、委託者の検査を受けること。修正を要すると委託者が指摘した場合は、迅速に対応し、再提出すること。なお、再提出物においても再び同様の検査を

受けること。

- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。